

手数料収納窓口Q&A

問1 収入証紙が廃止されましたが、購入済みの収入証紙はどうなりますか。

(答) 令和8年9月30日以前に購入した収入証紙は、令和9年3月31日まで使用することができます。

また、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの間、収入証紙を変換して現金の還付を受けることができます。証紙返還及び現金還付請求書に収入証紙及び口座振替申出書を添付して、山口県会計管理局会計課に持参又は簡易書留での郵送により請求してください。

【提出先】

〒753-8501

山口市滝町1番1号 山口県会計管理局会計課総務管理班

問2 収入証紙が廃止されて手数料収納窓口が設置されましたが、手数料収納窓口での手数料の納入方法はどのようになりますか。

(答) 手数料収納窓口を利用した手数料の納入の手続きは次のとおりです。

- ①申請窓口で手続きに応じた手数料の二次元コードを手数料収納窓口の職員が二次元コード読み取り用のハundsキャナーで二次元コードを読み取る。
- ②POSレジ又はキャッシュレス決済端末のディスプレイに表示される手数料を納入し、出力される「納付済証」及び「レシート」を受け取る。
- ③「納付済証」を申請書等に貼付して申請窓口に提出する。

問3 手数料収納窓口はどこにありますか。

(答) 手数料収納窓口には、現金またはキャッシュレスでの納入に対応する「現金及びキャッシュレス納付対応窓口」とキャッシュレスでの納入に対応する「キャッシュレス納付対応窓口」の2種類があります。

詳細は、＜手数料収納窓口設置場所＞に添付してある資料をご参照ください。

問4 手数料収納窓口で手数料の金額を教えてください。

(答) 手数料収納窓口では個別の手数料の金額はわかりません。

申請窓口にお問い合わせいただき、納付連絡票の交付を受けて手数料収納窓口に持参してください。

問5 手数料収納窓口で現金を郵送して手数料を納入することはできますか。

(答) 手数料収納窓口では、現金の郵送による手数料の納入は受け付けていません。

問6 手数料収納窓口においてキャッシュレスで納入する方法にはどのようなものがあります

(答) クレジットカード、電子マネー、コード決済の3種類の納入方法があります。

クレジットカード	電子マネー	コード決済
VISA	交通系	PayPay
MasterCard	楽天Edy	楽天Pay
JCB	iD	d払い
AmericanExpress	WAON	auPay
Diners Club	nanaco	メルペイ
DISCOVER	QUICPay	J-Coin Pay
銀聯（ぎんれん）		Alipay
		Wechat Pay
		JKOPAY
		銀聯（UnionPay）

問7 2件以上の手数料をまとめて納入することはできますか。

(答) 2件以上の手数料をまとめて納入することは可能ですので、手数料収納窓口にお申し出ください。

なお、2件以上の手数料をまとめて納入した場合、件数と同じ枚数の納付済証と1枚のレシートが発行されます。

問8 納付済証はいつまで使用できますか。

(答) 納付済証に使用期限はありませんが、長時間使用せずに保管した場合、印字が薄くなったり消えてしまったりすることがあります。印字が消えて内容が確認できない納付済証は使用できなくなりますので、なるべく早く使用するようになしてください。

なお、手数料を納入した後に申請が不要であることが判明した場合など、納付済証を使用することがなくなった場合には、納入済みの手数料の還付を受けることができます。

問9 納付済証を紛失しましたが、再発行することはできますか。

(答) 納付済証を再発行することはできません。

問10 き損又は汚損した納付済証を使用することはできますか。

(答) 納付済証をき損又は汚損したことにより、納付済証の記載内容（手数料、手数料の金額、伝票番号等）が確認できない場合、その納付済証を使用することはできません。

納付済証をき損又は汚損することがないように丁寧に取り扱いってください。

問11 手数料収納窓口で手数料を納入した後で申請が不要であることが判明したため、手数料が不要になった場合、納入済みの手数料を返金することはできますか。

(答) 納入済みの手数料は原則として還付できませんが、手数料収納窓口で手数料を納入した後に申請が不要であることが判明した場合など、特別の理由があると認められるときは、納入済みの手数料の還付を請求することができます。

過誤納金還付請求書に過誤納となった手数料の納付済証（消印されていないもの）を添付して、提出先に持参又は郵送により請求してください。